

業を例として、蜂観之一方、労働国則之於てハ地ニ商
力ニ職ヲ求ル心ヲ考慮中ノ要同所ヲ神戶陶器
商會野花ノ一輪旋ニヨリ、其業ニテハ日解決之
理ニ十九日ヨリ一府労働也

労働条項

一 工賃ニ割進上スルコト

解決条項

一 十月十日ヨリ労働賃銀一割五分進上ノコト